

設立趣意書並びに寄附行為

平成21年12月

財団法人 船員保険会

船員保険会設立趣意書

船員保険ハ昭和十五年六月一日ヨリ実施セラレタルガ実施ノ經驗ニ鑑ルニ本
保険ハ其ノ内容複雑ナルト異動頻繁ナル等ノ為趣旨ノ普及徹底ヲ欠ク憾アル
ヲ以テ政府ト船舶所有者トノ連絡ヲ密ニシ制度ノ趣旨並ニ諸手續ニ関スル知
識ノ普及徹底ヲ図ルト共ニ船員ニ対シ保健衛生思想ノ涵養ヲ図リ諸種ノ疾病
予防ノ施設ヲ講ズルコト極メテ緊要トス此ノ目的達成ノ為ニ外部ヨリ協力援
助スベキ有力ナル団体ノ設立ヲ要望スル者多ク叙上ノ事情ニ依リ此ニ船員保
險会ヲ設置シ船員保険ヲシテ真ニ船員ノ厚生施設トシテノ目的達成ノ為ノ一
助ト為サントス

財団法人船員保険会寄附行為

昭和16年11月21日	設立許可
昭和17年12月10日	一部改正
昭和18年 5月20日	〃
昭和19年 1月12日	〃
昭和21年10月26日	〃
昭和23年11月 2日	〃
昭和24年12月24日	〃
昭和26年 5月10日	〃
昭和42年10月20日	全文改正
昭和45年12月26日	一部改正
昭和47年 4月24日	〃
昭和48年11月19日	〃
平成 7年 4月 1日	〃
平成 9年12月 4日	全文改正
平成21年12月17日	一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、財団法人船員保険会という。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、船員保険制度の円満な運営と健全な発達を期するため、被保険者、被保険者であった者、被扶養者又は保険給付を受ける者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船員保険制度の普及及び指導に関すること。
- (2) 船員保険に関する調査、研究及び図書の刊行等に関すること。
- (3) 船員労働の特殊性に配慮した全国の港等における巡回健診、船員手帳の即時証明等の健康診断事業の実施に関すること。
- (4) 船員保険被保険者等のための保養所等の経営に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会設立の日における基本金
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会設立の日における基本金
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その

一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本会に、次の役員を置く。

理事 8人以上10人以内

監事 3人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、本会を代表し、本会の業務を掌理する。

2 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する常務理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会に、評議員10人以上12人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧 問

(顧 問)

第33条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 本会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それ

ぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、国、地方公共団体又は本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 組織及び職員等

(組織及び職員)

第37条 本会の業務を処理するため、必要な組織及び職員を置く。

2 前項の組織及び職員の任免等必要な事項については、会長がこれを定める。

(備付け書類及び帳簿)

第38条 本会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補 則

(委 任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成9年12月4日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に会長、常務理事、理事又は監事の職にある者は、この寄附行為の規定により会長、常務理事、理事又は監事が選任されるまでの間、それぞれこの寄附行為の規定により選任された会長、常務理事、理事又は監事とみなす。

附 則

- 1 この変更規定は、平成21年12月17日から施行する。